

平成26年 2 月

京都地方税機構議会定例会会議録

平成26年2月 京都地方税機構議会定例会会議録目次

会期1日間（平成26年2月16日）

○ 第 1 号（2月16日）

1	出席議員氏名	3
1	欠席議員氏名	4
1	議事日程	4
○	村田議長開会宣告	5
1	議員異動報告	5
1	例月出納検査結果報告及び監査結果報告	5
1	出席要求理事者報告	5
1	議席の指定	5
1	会議録署名議員の指名	5
1	会期決定の件	5
1	第1号議案から第5号議案まで	5
○	中山広域連合長の提案理由説明	5
1	一般質問	
○	北林重男議員の質問並びに中山広域連合長、渡辺事務局長及び後安事務局業務課長の答弁	6
○	村上宣弘議員の質問並びに中山広域連合長及び渡辺事務局長の答弁	11
○	山崎恭一議員の質問並びに中山広域連合長、渡辺事務局長及び後安事務局業務課長の答弁	13
○	加味根史朗議員の質問並びに中山広域連合長、渡辺事務局長及び後安事務局業務課長の答弁	20
1	第1号議案から第5号議案まで	28
○	加味根史朗議員の討論	28
○	竹内きみ代議員の討論	29
1	第1号議案から第5号議案、可決及び承認	30
○	村田議長閉会宣告	30

○ 上 程 議 案

議案番号	件 名	議決結果
第 1 号	平成26年度京都地方税機構一般会計予算	原案可決
第 2 号	平成25年度京都地方税機構一般会計補正予算（第 1 号）	〃
第 3 号	京都地方税機構広域計画変更の件	〃
第 4 号	差押債権取立請求事件に係る和解の専決処分について承認を求める件	承 認
第 5 号	差押債権取立請求事件に係る和解の専決処分について承認を求める件	〃

平成26年2月京都地方税機構議会定例会会議録第1号

平成26年2月16日（日）午後2時1分開会

○出席議員（29名）

村田 正治 君
田中 英夫 君
石田 宗久 君
上村 崇 君
加味根 史朗 君
村井 弘 君
田渕 裕二 君
西村 正之 君
村上 宣弘 君
山崎 恭一 君
西川 博司 君
小田 彰彦 君
木曾 利廣 君
太田 健司 君
北林 重男 君
山田 芳彦 君
奥西 伊佐男 君
谷口 雅昭 君
村田 正夫 君
炭本 範子 君
山本 圭一 君
島 宏樹 君
岡田 久雄 君
垣内 秋弘 君
竹内 きみ代 君
森元 茂 君
梅本 章一 君
奥野 良一 君
赤松 孝一 君

○欠席議員（3名）

堤 淳太 君
西村 典夫 君
梅原 好範 君

○議会事務局

議会事務局長

上田 ゆかり

○地方自治法第121条の規定による出席要求理事者

広域連合長

中山 泰

副広域連合長

河井 規子

副広域連合長

木村 要

副広域連合長

山内 修一

事務局長

渡辺 隆

事務局次長兼総務課長兼会計管理者

蒲原 功

事務局業務課長

後安 剛児

事務局法人税務課長

大井 充

事務局業務課参事

住田 淳志

事務局業務課参事

牧 正博

事務局法人税務課参事

井上 寧

議事日程（第1号）平成26年2月16日（日）午後2時00分開議

第1 諸報告

第2 議席指定の件

第3 会議録署名議員指名の件

第4 会期決定の件

第5 第1号議案から第5号議案まで（広域連合長説明）

第6 一般質問

第7 第1号議案から第5号議案まで（質疑・討論・採決）

以上

○議長（村田正治君） これより平成26年2月京都地方税機構議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

○議長（村田正治君） 日程に入ります。日程第1「諸報告」。

まず、議員の異動報告を行います。綿谷正己君、梅原好範君の議員の任期満了に伴い、京丹波町議会から梅原好範君が引き続き選出され、長岡京市議会から堤淳太君が新たに選出されましたので御報告いたします。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告6件及び定期監査結果報告が参っており、その写しをお手元に配付しておきましたので、御覧おき願います。

最後に、出席要求理事者の報告であります。当局へ要求し、その写しをお手元に配付しておきましたので、御覧おき願います。

○議長（村田正治君） 次に、日程第2「議席指定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。今回新たに選出されました堤淳太君、梅原好範君の議席を、別紙お手元に配付の議席表のとおり、指定いたしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（村田正治君） 御異議なしと認め、さよう決めます。

○議長（村田正治君） 次に、日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は会議規則第100条の規定により、私から小田彰彦君及び竹内きみ代君を指名いたします。以上の御両君にお差し支えのある場合には、次の号数の議席の方をお願いいたします。

○議長（村田正治君） 次に、日程第4「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（村田正治君） 御異議なしと認め、さよう決めます。

○議長（村田正治君） 次に、日程第5「第1号議案から第5号議案まで」の5件を一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。中山広域連合長。

〔広域連合長中山泰君登壇〕

○広域連合長（中山泰君） 本日ここに、平成26年2月京都地方税機構議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様におかれましては、御多忙の中、また、日曜日にもかかわらず御出席をいただき、まことにありがとうございます。

それでは、各議案につきまして、一括して順次御説明申し上げます。

まず、第1号議案「平成26年度京都地方税機構一般会計予算」につきまして御説明を申し上げます。

本予算案につきましては、来年度で業務本格開始から5年目となる滞納整理業務及び昨年度から開始いたしました法人関係税課税事務の執行、並びに課税事務共同化の検討を進めていくために必要となります人件費と事務経費を計上してございます。

来年度は、歳入歳出予算総額を21億2,222万円としておりまして、歳入は、各構成団体からの負担金収入等でございます。

歳出の主なものは、各構成団体からの派遣職員の人件費負担金に14億4,450万円、業務運営費に2億786万円、課税業務支援システム開発費に1億78万円、共同徴収支援システム運営費に8,407万円を計上しております。

次に、第2号議案「平成25年度京都地方税機構一般会計補正予算（第1号）」につきまして御説明を申し上げます。

補正予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億9,816万円を増額し、予算総額を22億8,988万円とするものでございます。

今回の補正は、各構成団体からの派遣職員の人件費や業務運営費等につきまして、ほぼ最終的な見通しを得ましたので、年度末までの予算執行上必要なものにつきまして追加補正をするものでございます。

次に、第3号議案「京都地方税機構広域計画変更の件」につきまして御説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法第291条の7の規定により作成をいたしました機構と構成団体それぞれが行う事務処理の基本方針である広域計画につきまして、計画期間の終了を踏まえた改定を行うため、議会の御議決を求めるとでございます。

次に、第4号議案及び第5号議案の2件は、いずれも専決処分の案件でございます。

機構所管の納税者が、第三債務者に対して有しております過払金返還請求権への差押えに関する訴訟について、早期解決を図るため和解を成立させる必要が生じたところでございますが、特に緊急を要しましたことから、10月10日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、議会に御報告をし、その御承認を求めるとでございます。

以上のとおり提案をいたしますので、よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（村田正治君） 次に日程第6「一般質問」を行います。

通告により、順次発言を許します。

まず、北林重男君に発言を許します。北林重男君。

〔北林重男君登壇〕

○北林重男君 私は、向日市議会の北林重男でございます。通告に従いまして一般質問を行いますので、明快なる御答弁よろしくお願いいたします。

題名といたしましては、「住民が主人公の京都地方税機構を構築することについて」でございます。

1つ目の質問は、国民健康保険税(料)の滞納処分における預貯金の差押えが国会でも問題視されています。そこでお尋ねいたします。税機構が国民健康保険税(料)の徴収業務を府内

市町村から移管を受けた時点での所得階層別の移管件数、滞納処分執行後の滞納繰越分における所得階層別の件数について、まずお尋ねいたします。

○議長（村田正治君） 後安業務課長。

〔事務局業務課長後安剛児君登壇〕

○事務局業務課長（後安剛児君） ただいまの所得階層別の件数でございますが、国民健康保険税(料)に限りませず、機構で移管を受けております滞納案件の納税者に係ります所得情報は、構成団体側から提供を受けておりません。機構では把握いたしておりませんので、御了承願います。

以上でございます。

○議長（村田正治君） 北林重男君。

○北林重男君 これは私ね、機構として大変怠慢やと思うんですよ。徴収業務の移管を受けた時点で、せめて所得階層を把握するという事は、まあ言うたら、イロハの問題やと思うんですけどね。これが、なぜ情報をつかんでいないのかということ自体が、私は問題やと思うんですね。ぜひ改善を求めたいんですけども、どうなんでしょうか。

○議長（村田正治君） 後安業務課長。

○事務局業務課長（後安剛児君） 以前からお話しさせていただいておりますとおり、機構では納税者の個々の事情に基づいて折衝を行っておりますが、今、議員御指摘の件につきましては、納税相談を進める中で所得を把握する必要が出た場合、調査により把握することといたしてございまして、必要以上に全ての納税者の方の所得情報を収集することは、これは情報収集の制限あるいは構成団体側からいたしますと情報提供の制限、そういった個人情報上の問題もございまして御了承賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（村田正治君） 北林重男君。

○北林重男君 いわゆるきちとした資料として求めているわけですね。そういう意味では、いろいろ理由をつけてますが結局はつかめていないということになりますね。これやったら改めていただきたいと思いますので、改善を求めておきたいと思います。

次に移ります。2つ目は、低所得者層にとって高過ぎる国民健康保険税(料)が、今、大変社会問題化しております。そのために、払いたくても払えない状況が生まれ、保険税(料)の滞納を余儀なくされているというケースが本当にふえ、長引く不況のもとで増加しているわけです。低所得者層にあっても滞納案件として府内市町村から徴収業務の移管を受けたら、いわゆる滞納処分を執行されることになるわけですが、差押えによって暮らしと営業を脅かすことがあってはならないわけです。ですから、機構としては案件の1件ごとに家計の事情を十分把握し、懇切・丁寧な相談業務を行い、あらゆる選択肢を引き出す中で、その家族の合意を得ながら徴収業務を行うことが大変重要なんです。機構として懇切・丁寧な徴収業務の取組状況についてお尋ねをいたします。

○議長（村田正治君） 中山広域連合長。

〔広域連合長中山泰君登壇〕

○広域連合長（中山泰君） お尋ねの、懇切・丁寧な徴収のあり方ということでございます

けれども、これは原則的な考え方として、納付できるけれども納付しない納税者、それから納付したくても納付できない納税者、これを見極めながら、法令に従い事案に即して公正な滞納整理を行うこととしておりまして、すなわち、納付能力がありながら納税しない者には、機構が集積した徴税ノウハウを用いて厳正な滞納処分を執行する。一方で、納付能力がない場合には、法にのっとり滞納処分の執行も停止をするなど、個別事情に基づいて総合的な判断によって対応を行っているところでございます。

滞納整理は法にのっとり進めるものでありまして、合意を必要とするものではございませんけれども、十分事情をお聞きしながら進めているところでございます。申し上げた基本方針を踏まえながら、自主的に納付をいただくべく最善を尽くしている状況でございまして、その結果、24年度の機構における収納額の9割以上が自主納付されたものでございます。

○議長（村田正治君） 北林重男君。

○北林重男君 今、お答えいただいたわけですがけれども、憲法第25条です、誰でも「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」ということが明記されている中で、低所得の方々には本当に払いたくても払えない国保税あるいは料ということになるわけですがけれども、こういった方々については、懇切・丁寧な徴収業務を徹底して行われているのか。法にのっとりとか言ったり、いわゆる上から目線で事を執行してはだめやと思うんですね。そういう意味では、本当に住民が主人公の立場に立って、いかに行うかが、今、税機構として問われているんじゃないでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（村田正治君） 渡辺事務局長。

〔事務局長渡辺隆君登壇〕

○事務局長（渡辺隆君） 我々が徴収業務を行う場合には、やはり法にのっとりやっていくということが前提になろうかと思っております。私どもはその上で、払いたくても払えない等々の事情も十分お聞きしながら進めておるところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（村田正治君） 北林重男君。

○北林重男君 法ということになれば、これはやっぱり憲法第25条です。そういった生存権そのものに抵触してはならない。それはやはり徴収業務においても徹底すべき問題です。ですからやっぱり物の見方、考え方ですね、これを大いに改善していただきたいということを申し上げておきます。

3つ目はですね、滞納処分での差押えの内訳で、預貯金と生命保険の処分件数が大変多いということですね。1つは、その理由について、また差押えを執行する場合は、個人宅を訪問し、懇切・丁寧な説明を行い、本人合意を前提として徴収業務に当たっておられるのでしょうか。個人財産への侵害も懸念されるわけですがけれども、その点をお尋ねいたします。

○議長（村田正治君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） まず、預貯金などの債権の差押えがふえている理由でございまして、地方税法の滞納処分におきましては、「国税徴収法に規定する滞納処分の例による」と規定されてございまして、同法の基本通達で差し押さえる財産の選択に当たっての留意事項が幾つか定められてございます。

その1つに「換価が容易な財産であること」と定められてまして、公売手続を経ることなく滞納税に配当できる債権の差押えを優先的に行っているということでございまして、これは機構に限らず、ほかの団体におきましても同様の傾向にあると承知をいたしてございます。

また、差押えに当たっての本人合意についてでございますけれども、先ほど連合長からお答えいたしましたとおり、滞納整理は法に沿って進めるもので、地方税法におきましては、督促後10日経過後に完納しないときは、「差し押さえなければならない」と定められてございまして、納税者の合意を前提とするところではございけません。

しかしながら、自主納付いただくことが最善であると考えてございますので、自主納付されるよう折衝をさせていただいているところでございますけれども、納付能力がありながら納付しない方につきましては、厳格な滞納処分の執行をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（村田正治君） 北林重男君。

○北林重男君 法にのっとってということと盛んに言われるわけですがけれども、やはりこういった財産の差押えにおいて、確かに督促後10日といったことで差押えができるということと言われたわけですがけれども、個々においては個人的な生活も十分ある中で、機械的あるいは高圧的なそういった物の見方で業務に当たられること自体が、今、住民目線から言えば、非常に高圧的に感じるわけですね。そういった意味では、個々に本当に懇切・丁寧の説明を行い、しかも合意を前提として事に当たられることが大変重要でありますので、その点では私は改善を求めておきます。

次、4つ目に移ります。地方税機構は、住民の命と暮らしを守るというポリシーを持たずに、ただ府内市町村から移管された徴収業務のみに心血を注がれているのでしょうか。住民とともにその暮らしをよくしていこうとは思っておられないのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（村田正治君） 中山広域連合長。

○広域連合長（中山泰君） これは、住民の暮らしと命を守るためにこそ公共部門が存在をし、公共部門の存在を支える尊い基盤として納税義務、納税道義というものがあるわけですから、このしっかりとした履行をしていくことが我々の務めであります。その上で、申し上げましたように、できるんだけれどもしない者、したいんだけれどもできない者、これをしっかりと峻別しながら対応していくということで業務を遂行しているところでございます。

○議長（村田正治君） 北林重男君。

○北林重男君 そうしたら、住民の命と暮らしを守るということはポリシーとして持たれていると。そうなれば、移管された内容について、あるいは個々の暮らしを十分加味した中で、本当に真心込めて徴収業務に当たると、今おっしゃったように滞納の督促、10日後に差押えというのは法で決まっているからそれで執行しているんだといったことでは、余りにも温かみのない話やね。むしろこれでもう本当にいわゆるお役所仕事なのかといったことが今問われるわけですね。ですから、事に当たられる場合、本当に市民の目線、市民の感覚でしっかりと業務に当たっていただくよう、これは改善を求めたいと思います。

最後5つ目ですけれども、福祉である国民健康保険税あるいは料ですね、これを共同徴収の対象にしているということ自体が、私は住民誰もが安心して医療を受けられるという権利の侵害につながるんじゃないかと考えております。払いたくても払えない国保税(料)という、そもそもの問題を脇に置いて徴収業務を強化することが人道上許されるのかということについてお尋ねいたします。

○議長（村田正治君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） まず、国保税をそもそも共同でやっていること自体が問題であるという御質問でございますけれども、国保税につきましては、各構成団体の御判断によって機構で徴収をしてほしいという部分について行っているということで、今現在25市町村ございますけれども、そのうちの18団体、そういうお申し出の中でやらせていただいているところでございます。

それから、機構におきましては、徴収業務を担っておるわけで、納税者の個別の事情を十分お聞きして、状況に応じた滞納整理を法にのっとり進めているところでございまして、御指摘の払いたくても払えない納税者の方につきましては、財産状況を十分確認させていただいた上で、滞納処分執行停止などの措置を講じているところでございます。

また、払いたくても払えない、これは国保税が高過ぎるからという御質問だったと思えますけれども、それも私どもが所管する範囲外の部分でございますので、それはあくまで制度を所管するところで適切に対応されていると考えてございます。

○議長（村田正治君） 北林重男君。

○北林重男君 国保そのものが構造的に問題があるということは、長く指摘されている状況ですね。国はどんどん国保への、いわゆる国庫支出金をどんどん減らし、しかもそれを保険料で転嫁して補っていかうという考え方ですから、これはまあ低所得者にとっては、本当に払いたくても払えない状況を国みずから構造として作り上げてきているわけですね。ですから、やはり公的機関において、こういった国の国保のあり方について十分改善を求めるような姿勢があってしかるべきなんですね。私はそういう意味では、国保税それから料の共同徴収は本当に税機構の業務になじまない。むしろ私は対象から外すべきだと思っているんですが、どうでしょうか。

○議長（村田正治君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） 国保につきましては、先ほど申し上げておりますとおり、国保税につきましては税と一体にやられている市町村でございまして、それは一体でやるべきだろうと考えてございますし、国保税につきましては、それぞれの市町村の御判断で移管をされ、やらせていただいているという理解をさせていただいております。

○議長（村田正治君） 北林重男君。

○北林重男君 今、5点についていろいろとお聞きいたしました。税機構のあり方そのものが、公的機関で、連合長も住民が主人公の立場でと、暮らしを守るといったことをおっしゃっていましたが、しかし個々の状況がまだまだ機械的な当たられ方、本当に懇切・丁寧な相談業務、徴収業務に徹しておられない状況がつぶさに見られました。この点は、また次回の議会で改善を求めたいと思います。ありがとうございました。

○議長（村田正治君） 次に、村上宣弘君に発言を許します。村上宣弘君。

〔村上宣弘君登壇〕

○村上宣弘君 綾部市議会選出の村上でございます。先に通告しております項目に従い、一括で質問させていただきたいと思っております。

京都地方税機構が平成21年8月に総務大臣の許可を得て設立され、4年余りが経過するところであり、議案にもありますように、機構の当初の広域計画も今年度末で期間満了を迎えるところでもあります。また、税業務の共同化を検討され始めたのは平成16年ごろからとお聞きしておりますので、それから数えると10年が経過するところであり、この共同化の取り組みも一つの節目を迎えるものと考えているところでもあります。この間、税機構が全国的に初めての取り組みであり、また、住民の皆さんに直結する業務でもありますことから、決して間違いが許されないこともあり、検討の段階から現在に至るまで、並々ならぬ御努力、御苦勞があったものと感じており、この取り組みにかかわってこられました皆様に改めて敬意を表する次第であります。私も、微力ではありますが、機構議員としての職責を果たすことで、引き続きこの取り組みを支えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、質問に入りたいと思っております。この税機構の設立に当たっては、構成団体の議会においてもさまざまな議論がされたところであり、私が所属します綾部市議会においても、納税者の利便性が本当に高まるのか、市にとって本当にメリットがあるのかなど、共同化を懸念する意見もあったところでもあります。私も、京都地方税機構の議員に選出されてから一年半余りが経過しますが、機構議会や業務説明会の場で、機構の取組状況をお聞きしますと、毎年着実に成果を上げられ、それが構成団体の徴収率にも反映してきており、また納税者の方々の利便性も高まってきているとのことであり、やはり共同化を進めてきてよかったんだと感じているところでもあります。このことは、綾部市においても、共同化前の21年度の一般税の徴収率は91.7%であったものが、24年度では93.3%と、1.6ポイント向上するとともに、当初一般税だけの滞納分を機構に移管しておりましたが、機構の取組状況なども踏まえ、24年度から国民健康保険料も移管をしている状況にもあらわれてきているものと考えております。

そこで、この間の京都地方税機構の取り組みがどのような状況にあり、その成果をどのように考えておられるのか、また、構成団体の徴収率を98.0%にするという非常に高い目標を掲げられて取り組まれてきておられますが、この目標の達成についてどのように感じておられるのか、お聞きしたいと思います。

また、京都地方税機構は課税から徴収までの一連の税業務を共同化していくということで設立され、まず、徴収業務から開始され、平成24年度からは法人関係税の課税業務を行われてきたところでもあります。私は、税業務の共同化を進める以上、課税業務も共同化を進めていくことが、納税者にとってもわかりやすいし、業務執行面でも効率的であると考えております。しかしながら、課税業務の共同化は全国的に例を見ない全国初の取り組みであり、また、これまでそれぞれの市町村でやっていたやり方を統一していく必要があることから、一朝一夕では進まないことは承知しておりますし、当然、構成団体の合意が前提となるもの

と考えております。

そこでお聞きしますが、課税の共同化についての検討がどのような状況にあり、今後どのように進められようと考えておられるのか。また、いつごろを目途に考えておられるのか。以上2点につきましてお答えいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（村田正治君） 中山広域連合長。

〔広域連合長中山泰君登壇〕

○広域連合長（中山泰君） 2点について御質問いただきました。それぞれお答えさせていただきます。

まず、徴収業務の取組状況、成果でございますけれども、共同化後の3年間で機構が預かった滞納額の6割強を収納し、法に基づき処理した徴収不納分を含めると7割強を整理することができたというところでございます。その結果、24年度の構成団体の徴収率は、共同化前の21年度と比べ0.6ポイント、市町村合計では1.6ポイント上昇し、23年度からは、全国市町村の平均徴収率を上回る状況となったところでございます。また、国保税につきましても、移管18団体の徴収率は、共同化前に比べて4.3ポイント上昇したところでございます。滞納繰越額につきましても、共同化前に比べ、構成団体合計で41億円減少させることができたという状況でございます。また、増収効果につきましては、機構設立時の80億円という試算と比べますと、現在は共同化前より調定額が大幅に減少しておりますので単純な比較はできませんけれども、この3年間で、構成団体全体で23億円程度の増収効果があったものと見込んでいるところでございます。また、納税のモラルに関しましても、納められない方、納めない方を見極め、法に定められた緩和措置の適用また厳正な滞納処分を行ってまいりましたが、こういった方針のもと滞納整理を進めることで、納税者の皆様との信頼を増強し、納税モラルの向上に寄与しているものと考えているところでございます。

次に、徴収率を98%に引き上げるという目標につきましては、徴収率が景気動向にも大きく左右されますことから、短期間に達成していくことは課題も大きいというふうに考えておりますけれども、今後とも共同化のメリットも生かし、業務執行方法の改善を図りながら滞納額の圧縮に努め、目標達成に一步でも近づきたいと考えておるところでございます。

次に、課税の共同化でございますけれども、平成23年2月、各構成団体首長で構成します「税業務調整会議」において、大きな方針として「全ての税目を対象に判断行為は構成団体で、その他の課税事務は機構で共同処理を行う」という合意事項に基づく共同化案をもとにし、今年度、構成団体の実務担当者で構成するワーキングにおいて検討、検証し、実務的に実現可能な業務分担、また共同化の工程の概要についてまとめを行ったところでございます。本機構設立の目的を最大限発揮していくためには、できるだけ早くこの課税業務の共同化を進めていくということが大切であると考えております。このため、目標を持って取り組んでいきたいということでございまして、構成団体ワーキングでも制度設計をいただく中で、平成29年度課税分から段階的にでも共同化の実施ができますように、構成団体の合意を得ながら具体化の準備をしていきたいと思っております。いずれにしましても、もう少し議論が必要という意見も構成団体の中にもありますし、また構成団体の合意なしには成り立たないという前提もありますので、構成団体の御意見を踏まえ、整理を図るとともに、首長

で構成する税務調整会議などの場で合意が持たれるように、29年度を念頭に置きながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（村田正治君） 村上宣弘君。

○村上宣弘君 ありがとうございます。ただいま連合長から、これまでの機構の取組成果と今後の共同化に向けた取り組みについて、大変誠意ある御答弁をいただきました。

課税業務の共同化については、先例のない取り組みでありますことから、目標をみんなで共有して進めていかないとなかなか進まないものと考えておりますし、また、連合長からもそのような趣旨で御答弁いただいたものと思います。全国初の取り組みとして、全国からその動向に大いに興味を持たれていることと思いますが、一歩ずつでも確実に前進していただきたいと思います。また、各市町村においてそれぞれの事情も異なりますので、市町村の意向も聞きながら、十分連携し進めていただきたいと思いますということを要望して質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（村田正治君） 次に、山崎恭一君に発言を許します。山崎恭一君。

〔山崎恭一君登壇〕

○山崎恭一君 宇治の山崎恭一でございます。課税の共同化の問題について質問いたします。

課税の共同化は、さきの議員の質問にもありましたが、当初2012年から法人税、2013年からは個人住民税や自動車税、最終的には課税全てについて共同化する、こういうことになっていますが、予定を大きく過ぎていまだに見通しがはっきりしないと認識しています。

さきの8月の本会議で渡辺隆事務局長は、課税共同化の全体の姿について一定整理を図っていく必要がある、さまざまな個別の課題については並行して検討していくと答弁をされている。また、申告支援システムの総経費は幾らかかるのかという質問に対しても、今、整理をしているところだと。つまり、8月の段階では、いずれもはっきりと方向は出ていないという話でした。その後6カ月の検討で、この課題がどこまで進展しているのでしょうか。さきの構成団体課長会議の中で、検討案というのが出ているのは承知しているんですが、あれはどういう性格のものなのでしょう。その点についてお尋ねいたします。

○議長（村田正治君） 渡辺事務局長。

〔事務局長渡辺隆君登壇〕

○事務局長（渡辺隆君） お尋ねの課税の共同化についてでございますが、課税事務の共同化に向けた進捗状況につきましては、先ほど村上議員にお答えいたしましたとおり、構成団体の実務担当者で業務分担や共同化の工程等につきまして取りまとめていただき、現在、構成団体に御意見をお伺いしている段階でございます。先ほど、課長会議でというお話がございましたけれども、これはまさに今、事務局案を定めまして各構成団体の御意見をお伺いしているところでございます。

また、課題でございますけれども、大きな課題として業務の標準化ということがございます。これは、26年度当初予算で計上させていただいております、個人住民税に係ります申告支援システムを構築することで、業務の効率化・省力化はもとより、業務の標準化も図られていくものと考えておるところでございます。こうしたシステムを共同運用していくこと

が、業務の標準化などの課題解決のための有効な手段ではないかと考えておるところでございます。

それから、申告支援システムに係る経費について、8月時点でまだわからないということであったということでございますけれども、これは今回の当初予算で計上させていただいておりますとおり、導入経費として約1億円を見込んでおるところでございます。運用経費につきましても、現時点で年間3,000万円程度を要するものと考えておるところでございます。さらに執行面については、基本的に申告書の発送あるいは入力業務などの事務処理については機構本部で行うというふうに考えてございまして、申告書受付とか調査などにつきましては、納税者の利便性それから業務の効率化を考えまして、地方事務所単位で行う方向で考えているところでございます。

いずれにしても、具体的な課題につきましては、引き続き構成団体の御意見をお聞きしながら整理を図っていきたくと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（村田正治君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 今、最終目標の設定というプランが課長会議に出されて構成団体の意見を聞いているところだと、こういうことです。

私は、申告支援システムの総経費といったら、導入経費が1億円だというのは確かに載っております。毎年の運営経費が3,000万。これで最終的に総経費ということになるのかどうか、これだけ少し確認をしておきたいと思っています。

で、業務の標準化というのも、おそらくこれが必ずしも問題なく肯定的にとらえていいのかどうかという疑問を持っておりますが、それを申告支援システムが押し進めることになる、こういうお話でした。ところが26ある構成団体中、この申告支援システムをやろうとしているのは14団体しかないのですね。これはどういうことでしょうか。

私も宇治の担当者に聞きましたが、課長さんはさすがにもごもご言っていました、それとなくあちらこちらに聞いてみますと、余りメリットがないんだという意見を言う人もいました。私は、それが本音ではないかなと思っているんですが、こうした問題、14の参加団体、大体構成団体の半分ぐらいですが、この先の見通しはどうなんでしょう。それが1つ。

もう1つは、調査に関しては本部でやると住民の利便性を損なうので、地方事務所単位でやろうと、こういう話ですが、これ将来ね、本当にできるんでしょうか。個人住民税というのは、宇治市だけで普通徴収だけでいっても2万2,437人います。これ、法人税の3,340と比べると7倍ある。特別徴収だって、特別徴収だけで済むかわかりません。また、例えば家屋、土地という問題でいうと、宇治市だけで宅地だけでも8万8,870筆あるんです。遺産によって分かれたり開発によって動いたり、地価そのものも変わりますが、これを地方事務所ごとにやる。1つの事務所でやるのは宇治だけではありませんけど、こんなことが本当に可能なんでしょうか。この点お尋ねいたします。

○議長（村田正治君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） まず、1点目の申告支援システムの参加団体の関係でございますけれども、申告支援システムにつきましては、個人住民税の共同化に向けて最繁忙期でござ

います申告相談受付時における業務の効率化、それから省力化、さらには標準化を図る上で必要不可欠であると考えてございまして、納税相談における相談時間の短縮にもつながって、納税者の利便性の向上にもつながるものと考えてございます。そういったことから、構成団体からも早期に導入してほしいという要望をいただいております。その導入につきましては、全構成団体の合意を得ていると考えてございます。ただ、26年度からの運用につきましては、各構成団体のシステムの更新等々の個別事情もございまして、全団体同時に運用開始ということにはなっておりませんが、早期にこういったシステムを活用していきたいんだという要望がございました13団体から運用を始めるところでございまして。

それから、2点目、そもそもそういった調査等を地方事務所単位の大きな範囲でできるのかということでございますけれども、これはまさに実務担当者の検討をいただいております。その中で可能だという整理をいただいたところでございまして、やり方としてより効率的な手法、例えば業務委託も含めたより効率的な方法にもよりまして、それは当然可能になると考えてございます。

○議長（村田正治君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 私は、税というのは、国家でも地方自治体でも、その権限、そしてまた個人データの集積でもあり、大変機密性も高く公的な権限のもとに行われる、時にはもちろん差押え等の処分も行われる。こういう業務の中に委託が入っている、簡単に言えば納付書の発送だけでも委託をするというのは、大変大きな疑問を感じております。委託の具体的な業務の中身については、また詰めていきたいと思っておりますが、このことに関係して、法人税課税の共同化の問題で、さきの関係課長会議の中でも共同化についての欠陥が指摘をされています。昨年10月30日の会議では、構成団体から、1つ、調定額の確認に時間がかかる。2つ、必要なときに必要なデータの入手が困難だ。3つ、収納業務と調定データとの連携に今まで以上にタイムラグがあると。要するにこれまでの事務処理と比べて手間がかかる。このしわ寄せは、納税者の利便性のそごに大きな影響を与えています。課税権は市町村にある、これはゆるがせにできない、法律で決まっているわけです。なのに、課税実務の大半を機構に移す、こういう不自然な業務形態の矛盾が顕在化しているのではないのでしょうか。市町村の権限である課税業務について共同化すること自体が、私は大きな問題を含んでいると思っておりますが、実際の実務でも大きな困難や非効率を生んでいるというのが実態ではないかと思うのですが、この点についての見解をお尋ねします。

○議長（村田正治君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） 我々は、法人課税業務が何がしかの大きな問題を抱えているとは考えてございまして、構成団体からも、課税業務の効率化さらには適正な運営につきましては、評価をいただいております。と考えておるところでございまして。

それから、何がしかの効果が出てないんじゃないかという、特に納税者の利便性の点から効果が出てないんじゃないかという御指摘であったかと思っております。法人関係税は、これまで府とそれぞれの市町村ごとに申告書を提出する必要があったわけでございますけれども、共同化によりまして、機構へ一括して提出していただけるということで、そういう意味では納

税者の利便性の向上につながっていると考えてございます。現在8割を超える申告書が機構のほうへ提出されておまして、法人の皆様方から、便利になったという声もお聞きしているところでございます。

○議長（村田正治君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 一方的に利便性が高まっているといたしますが、あなた方の出している会議資料の中に課題として先ほどの3点が書いてあるので、それを引用したんです。この課題についてどんなふうに検討しているんですか。

○議長（村田正治君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） おっしゃるとおり構成団体から、納税証明書の申請等の場面で、課税情報等の把握に時間がかかるというような御指摘もいただいているのは事実でございます。これは機構で一括処理をすることにより、構成団体との連携に一定のタイムラグが生じているということが一つの問題ではなかろうかと思っております。そういった問題については、実情をよくお聞きしながら、改善すべきところは改善させていただきたいと考えておるところでございます。

○議長（村田正治君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 余りそんなことで解決ができるように思えませんが、いわばそういう弱点を抱えながらも利便性の方が大きいんだというなら、少し強弁だという気がします。

この問題はまた引き続き検討していきたいと思いますが、次に、この工程表の中、プランですからまだ合意をしたというわけではないと思いますが、この中で私は大変心配をしていたのは、課税相談ってどうするんだろうなと思っていたんです。実務の大半は機構がやって、各市町村は、まあ言うたらぼこんと最後に判こを押すだけ、こういう分担が実態だと思う。そのときに、課税相談や修正申告が出た場合に、市町村が窓口になって相談するって、どうやってやるんだろうと。これ、前回は質問いたしました。そうすると、今度のプランでは、機構と構成団体が共同でやる。やる場所は構成団体の市町村役場でやる。こういうふうになっている。例えば宇治市ですと、先週1週間、隣の産業会館を借りて出張相談会を設定しましたが、400人から600人、1日に来るんですよ。5日間で2,000人以上、3,000人近い人が相談に来ます。全体では恐らく1万件ぐらいの相談があると思うんですが、ここに対して、例えば宇治市でしたら機構は共同でやる、市役所が会場だというのは、いったいどれぐらいの支援体制、人の派遣、何人、何日派遣するつもりなんですか。具体的なことは決まっていないと思いますが、どういうイメージで市町村役場で共同でやるというのをお考えになっているのか、少し具体的に御回答願いたいと思います。

○議長（村田正治君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） 先ほども申しましたように、具体的な案については、現在構成団体と協議をさせていただいている段階でございますが、納税相談につきましては、先ほど申しましたように、一つは申告支援システムを導入していく。これによって、より効率化、それから事務の省力化が図れると考えてございます。それから、体制でございますけれども、それはまさに納税者の利便性を考えると、市町村単位といいますか市町村と共同で今の体制の中でやるほうが、納税者の利便性にとってはいいのではないかと考えてございますので、

何人で、それからどういう形でやるというのは、これからの課題であろうと考えておりますが、場所は、そういった場所でやるのが適当であろうと考えておるところでございます。

○議長（村田正治君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 会場は市町村になる。当たり前だと思いますね。本部まで来て相談すればといたら、それは全府でパニックが起きます。事務所に来いといたって大変です。市町村でやるというのは、こうした実態からいえば、それそのものは私はほかに選択肢はないと思います。ただ、税機構が一緒にやるといっていることの姿は、私は今の計画では少しも表に出てこない、名目上、市町村の窓口でやるといっているだけで、実際には資料についてもやりとりにタイムラグがあると言われている。法人税でもですよ。これ住民税だったらもっと大変です。申し上げておきますが、法人税の関係は、それぞれの法人に経理担当者、会計担当者がいます。税理士や公認会計士もついているでしょう。専門家同士の話ですから比較的に実務はスムーズにいくと思いますが、個人住民税はそう簡単にはいきませんよ。今後、少ない年金の中で年金もらいながらアルバイトをする、こういうタイプの60代の人というのはぐんぐんふえてきます。この税実務などに余り精通していない人がたくさん出て、税の相談をしたいと、こうしたときにスムーズに相談に乗れるかどうか、大変大きな不安があります。

はっきり言うと、今の提案のイメージでは無理ではないかと思われま。具体的なことはこれから検討とおっしゃいますから、引き続きその中で聞いていきたいと思いますが、この矛盾を完全に解決する、こういうプランをつくれるものならぜひつくってください。つくれないなら、無理な課税共同化はやめるべきだと思います。

それと、申告システムの共同化の問題、スタートは14からという話ですが、そのうち1億円かかる初期導入費のうち5,000万円は府が出す、5,000万円は市町村振興協会の助成金を使う。直接は市町村は導入費の負担がないと。まあアンバランスですから、14団体だけから取るというわけにもいかないし、参加をしないところから取るわけにもいかないし、何か苦肉の策のような気がいたします。今後、これ本当に市町村の需要に合った形になるかどうか、この点でも大きな矛盾があります。

次に、全国状況。前回8月にもお尋ねしたんですが、その後調べてみますと、全国に課税、徴税を共同でやっている団体の設立、回収機構ですね。29道府県、51機構が設立をされていると承知をしています。そのうち本機構のような広域連合の形態をとっているのは、静岡の地方税滞納整理機構、2008年1月発足と北海道の後志広域連合、2007年4月発足の2つだけです。このうち北海道の団体は、広域合併をしようとしたんですけど合意がとれなかったもので、とりあえず業務のできる分だけやろうと。本来、合併だったという話ですから、ちょっと性格が違うと思うんですね。静岡だけが軽自動車だけ課税の共同化をやっています。ただ、静岡は設立に当たっては、課税の共同化を課題として挙げながら、結局は構成市町の合意がとれずに、今、課題としては研究課題ということになっているだけで、当面、日程も何も上がっていません。なぜ、これらの機構では課税の共同化をしていないか。できないと見ているんですか。

○議長（村田正治君） 中山広域連合長。

〔広域連合長中山泰君登壇〕

○**広域連合長（中山泰君）** お答えいたします。今、他府県での話がございましたけれども、課税の共同化の有用性自体ですね、これについては他府県においてもその有用性、必要性については感じていると理解をしております。しかしながら、共同化をしていくための課題解決に向けては、丁寧で多大な労力の積み重ねが欠かせない非常に重要な分野でございますので、先進自治体であります京都地方税機構の動向を注視されている状況であろうかなと考えております。

なお、北海道や鳥取県では課税事務の共同化について検討が行われている。また、静岡の地方税滞納整理機構では、平成22年度から自動車関係税について課税事務の一部共同化が行われている状況であると承知をしております。

○**議長（村田正治君）** 山崎恭一君。

○**山崎恭一君** 静岡地方税滞納整理機構へ私も問い合わせしてみました。事務局長さんが応対してくれました。課税の共同化についてはどのような様子ですか、なぜできなかったんですかと。まあ実はやってないわけじゃなくて、軽自動車税はやっていて課税に関する研修もやっている。これ以降については、今のところ日程には上っていない。静岡県庁のほうでこうした問題について研究をしていると、こういう話でした。なぜかという、やはり構成の市町、村がないので市と町しかないんですけれども、大きさが大分違う。政令市も2つ入っています。そういう中で、それぞれの事情またはこれまでの景況もあり、統一的にやるということはなかなか難しかったのか、合意がとれなかったと、こうおっしゃっていました。私は、真っ当に論議をしていけばこういうことは起こってくる、何でも統一して効率だけで一緒にしてしまうというのなら、地方自治体なんか要らないという雰囲気になりかねないような今の説明ではないかなと、こんなふうに思っています。

この問題は、全国が実は課税の共同化は大変困難だと、市町村の自治の根幹にかかわることとして、強引なことをしなければ市町村の構成団体全部が合意をするのは無理だというふうに、私は言っているように思えます。京都だけが突出をしている。また、ついでに言っておきますと、さっき51の機構があると言いましたが、このほとんどが回収困難な滞納や大口滞納だけを扱っているようです。一つ一つの機構の構成人員を見たら、十数人から20人ぐらいの組織で、京都のように大規模で滞納全部一括して扱っている、そんな組織は全国、多分私が見ている範囲ではないのではないかと思うんですね。こういう点でも京都は大変特異なところに踏み出そうとしているのですから、それだけに課題も矛盾も大きいのではないかなというふうに思います。

もう一つは、課税の実際の実務を機構で行って、納税者の問い合わせは市町村窓口で対応する、相談は機構でもという点で私は大変疑問で、質問したら、まだ具体的には決まっていないというお話でした。膨大な量の処理をすることになるわけですが、これ、計画でいうと、さらに人員は効率化して減らせると、こうあります。私は、個人住民税、一つ一つの手間もあるし量もはるかに大きい。現在の体制をさらに削減してやる、そんなことが可能なんだろうか。今でも、メンタル系を初め職員の健康の問題に少し不安を感じております。今後こういうことによって、一層、機構職員に対して無理な労働強化になる、また

は現場が混乱し納税者にとっても利便性が失われる、こういうことになる心配はないのかどうか、お尋ねします。

○議長（村田正治君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） 先ほど来申し上げておりますとおり、共同化におきまして、事務の軽減というのはシステム等でも当然図れるというように考えてございますし、やり方によって、例えば外部委託等も含めた形の中で、職員の業務量自体減っていくだろうと考えてございます。これはもうまさに、実務担当者で御検討いただいた中での結論だということでございます。

それから、職員の健康等が懸念されるということでございますけれども、これは我々としては十分考えていく必要が当然あるかと思っておりますので、それは必要な体制を十分組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（村田正治君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 るる質問をいたしました、明確な答えを全部についていただいたとは認識しておりませんし、計画は、こんなふうになかなか大きなものとなっております。ざっと見ただけ、基本的なところは質問してみたんですが、本当にこんなことができるのかどうか、今も大きな疑問を持っております。そして、効率化や徴税率を上げるということを唯一至高の目的とするような、そんな税務行政のあり方そのものが、住民にとって血も涙もない行政ということになってしまう、そういうことにつながっていく。私は現にもうつながっているというふうに思っています。

本来、地方自治体が独自に頑張るべき仕事を、まとめてやれば地方自治体にとっては少し負担が軽くなるという意識はありますが、私は、本来は構成市町村が歯を食いしばっても頑張るべき業務である。それが地方自治の本質というものと指摘をしておきます。

それと、これは先ほどいただいた12月5日付の定期監査の報告の中に、「徴収事務について。差押え解除すべき出資金について、解除していない事例が認められた。（相楽地方事務所）窓口収納による収納書を保管していない事例が認められた。（相楽地方事務所）」とあります。差押え解除すべき出資金が幾らで、もう多分差押え解除はしたんだと思いますが、解除をしたのがいつで、窓口収納における収納書保管をしていない事例というのは何件ぐらいあったのかという、ちょっとその中身について詳しく御説明いただきたいと思っております。

○議長（村田正治君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） 済みません。今、御指摘の中身については、手元に資料を持ち合わせておりませんので、お許しをいただきたいと存じます。

○議長（村田正治君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 事前に通告をしていない内容ではありますが、私もこれ、さっきいただいた書類ですので、聞かざるを得ないのですが、承知をしていないというのは納得がいかないです。監査委員があると認めて指摘をしているわけですから、これについては調べて実情をつかんでおられると思うんですけれども、それについて答えられないというのは、少々監査に対して不誠実な印象を持ちます。これについては、文書でも早急に御報告いただきたいと思っております。

○議長（村田正治君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） 確認の上、報告させていただきたいと思います。

○議長（村田正治君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 本議会は年に2回しかありません。そのために、私どももかなり膨大な資料を読みながら質問をすることになるんですけれども、当局のほうももう少し具体的な答弁を準備してお答えいただきたいと、これは指摘をしておきます。

課税の共同化については、私はあくまでもごり押しをしないと、本質に反するいろいろ矛盾が出てきたら、意地にならずに、これはまずいと思ったら撤退をするということも勇気ある決断としてすべきだと、このことを指摘して質問を終わります。

○議長（村田正治君） 次に、加味根史朗君に発言を許します。加味根史朗君。

〔加味根史朗君登壇〕

○加味根史朗君 日本共産党の加味根史朗です。通告しております諸点につきまして、質問をさせていただきます。

これまでたびたび滞納処分、特に差押えのあり方につきまして、実際のケースを取り上げながら法令に基づいた業務となっているかどうか、質疑をしてみいました。今回は、急増しています国民健康保険税の滞納の処分のあり方についてお聞きしていきたいと思っております。

まず、議会に当たって配付されました、第1次広域計画期間内の取り組みについての資料を拝見いたしました。この資料の中で、収納額と不納欠損額の合計の移管額に占める割合が整理率ということで言われております。国民健康保険税の整理率は59.2%で、最も低くなっております。全体の73.3%に比べましても極めて低い状況です。これについてどのように分析されているのか、この点から、まずお聞きしたいと思います。

○議長（村田正治君） 中山広域連合長。

〔広域連合長中山泰君登壇〕

○広域連合長（中山泰君） 国保の整理率でございますけれども、これが低い原因の一つには、所得などの担税力の有無にかかわらず、均等割額、平等割額が課せられるという税目の特性も影響しているものと考えております。実際、共同化前の市町村におきましても同様の事情から滞納整理が進まず、共同化前の平成21年度の調定額に占める滞納繰越分の比率は21.4%と、国保を除く一般税が6.4%ですので、大幅にこれを上回っております。滞納繰越額の比率が高い状態で移管を受けております。このような状況から、機構におきましても、国保の滞納整理がなかなか進まないのではないかと考えております。

なお、共同化後の3年間の国保の移管額に占める不納欠損等額の割合を見ますと13%で、全体の9.6%を上回っておりますが、一方、移管額に占める収納額の割合は、国保は46.2%で、全体の63.6%を大きく下回っております。収納率の低さが整理率を引き下げているというふうにとめております。

○議長（村田正治君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 国民健康保険の世帯が低所得世帯が多い。そして税目が、所得割だけでは

なくて平等割等の特性があるということ。その中で滞納整理がなかなか進んでいないという状況が指摘されました。

地方事務所の資料を見ますと、滞納額30万円以下の滞納者が7割、8割を占めている状況になっております。この中に多くの国民健康保険税の滞納者も含まれているのではないかと考えられます。そういう低所得世帯の滞納整理は、これまでから何度も指摘をさせていただいておりますしお答えもいただいているんですが、その人々の生活事情をしっかりと把握し慎重に進める必要があると、当然考えますけれども、こういう低所得者世帯、特に国保の滞納世帯に対する滞納処分については、特別何か方針を持っているのか。進める方針、考え方について御説明願いたいと思います。

○議長（村田正治君） 渡辺事務局長。

〔事務局長渡辺隆君登壇〕

○事務局長（渡辺隆君） これまでからお答えしておりますとおり、機構におきます滞納整理につきましては、納められない方、納めることができない方、これを十分見極めて実施をさせていただいております。特に納められない方につきましては、財産調査等を確認の上、事情も十分お聞きしながら徴収業務に取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（村田正治君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 総務省のほうでも、滞納処分で生活保護にいくような状況にあるとき、窮迫させる恐れがあるときは執行停止できるのでやってほしいと、会議で繰り返し言っていると述べておられます。

今も御答弁がありましたように、納めることができない方については、その方の財産の調査も行った上で滞納整理を行っているということですが、整理率が低いということは、執行停止すべき人についてもなかなか進んでいないとか、そんな疑問を感じるのですけれども、こういう、財産もなく納めることができない、本当に生活困窮に至っているという方については、速やかに執行停止の手続、処分を行うべきだと思いますが、この点についてどんな対応をされているのか、改めてお聞きしておきます。

○議長（村田正治君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） 先ほど、連合長からお答えさせていただきましたとおり、不納欠損、特に執行停止が3年間続きますと不納欠損処理という形になります。その不納欠損等の割合を見ますと、先ほど連合長がお答えしましたとおり、国保については13%、その他全体で見ますと9.6%でございますので、国保に限って進んでいないということはなかろうかと思っておりますし、それだけが問題ではございませんけれども逆にそちらのほうが進んでいると考えてございます。

○議長（村田正治君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 執行停止がどうなっているのかというのが、もう一つよく、資料も出ていませんのでわからないんですが、市町村の状況をお聞きしますと、国保税の差押えが急増しているというお話をお聞きします。地方税機構全体として、国保税の差押件数、差押金額、これは一体どうなっているのでしょうか。

○議長（村田正治君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） 国保税の差押件数ということでございますけれども、機構におきましては、税目別に差押件数、差押金額、これをデータとして把握しているということではございません。納税者でもって各税目を名寄せして管理させていただいておりますので、例えば1人の納税者が複数の税目に滞納があつて、それを差し押さえた場合については1件ということで、統計上整理をいたしておりますので、個々の税目について、どれだけ差押えがあるかということについては承知をしていないということでございます。

○議長（村田正治君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 国保税の移管額につきましては、いただきました資料を見ますと、相楽事務所で41.7%、丹後事務所で43.6%と、最も高い状況になっております。そういう意味では、国保税の滞納処分が一体どうなっているのか、ここが明らかになってこない、今後適切な滞納処分がされるのかどうなのか、十分わからないということになるわけで、議会としては、やはりその情報は示されるべきだと思いますから、それができるようなシステム整備を検討すべきじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（村田正治君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） システム整備をして国保の差押件数をつかめるんじゃないかということでございますけれども、おっしゃるように集計するとなれば、データとしては保有しておりますので、システム改修が必要になってきます。ただ、あくまでこの費用については構成団体に負担を求めることとなりますので、やはりどうしても構成団体がそれが必要だということであれば、私どもも進めたいと考えてございますが、現時点では構成団体からそのような声は上がっていないというのが実情でございます。

また、我々としても、現時点でそれが業務上必要かと言われれば、その分については今のところ必要性は感じていないというのが実情でございます。

○議長（村田正治君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 市町村では、これは明らかになっておるんですね。ですから、市町村からお聞きして整備をするというやり方も含めて考えていただきたいと思います。私どもが調べさせていただいた数字をちょっと申し上げたいと思いますけれども、2010年度と2011年度の比較ですけれども、国保税を移管をしていないところと移管をしたところの差押えがどうなっているのかという調査であります。

移管をしていない、向日市、亀岡市、八幡市。亀岡市は、この年度までは差押えはゼロでありました。宇治市については移管はしておりませんが、差押え18世帯、長岡京市9、南丹市3、こういう状況であります。一方、移管をした自治体はどうなっているかということですが、京田辺市が2010年度19世帯が59世帯と、3.1倍、城陽市は9世帯が130、14.4倍、木津川市が99世帯が321世帯、3.2倍、福知山市136世帯が258世帯、1.9倍、宮津市25世帯が71世帯、7.8倍、京丹後市107世帯が243世帯、2.3倍と。この数字を見ますと、移管をしたところは急激に差押えを進めている事実が浮かび上がってくるのではないかなと思います。

移管をしていない自治体はどうしているのかということ、滞納があつて、これをほったらかしにしているわけではもちろんないわけで、分納相談にしっかり応じて納めていただく努力

をして、結果として差押えをせずに収納に務め、努力をされていると。もちろん、ほかの差押えをしているところも努力している点はあるんでしょうけれども、差押えをしなくても収納を図っていくのが可能になっている状況が見えるんじゃないかなと思います。なぜそういうことで移管をしないのかというと、やっぱり滞納整理をしながら、同時に国民健康保険制度の本来の目的は、その方の医療を受ける権利というんですか、これをちゃんと守っているということでもあります。保険証をきちんとお渡しする、で、滞納がある場合は短期保険証、どうしても悪質な場合は資格証明書という形になるんでしょうけれども、そういう業務と一体にやっていく関係で、機械的に差押えということではなくて最大限御努力をされている姿が、移管をしていない自治体にあるのではないかなと思います。

そこで、どういうことが起こっているかといいますと、お聞きをしましたら、名前を挙げて恐縮なんですが、京田辺市で昨年末、国保税の滞納処分で給料が差し押さえられて、最低生活費まで押さえられたと。後で最低生活費分が返還をされるという事件が起こっております。なぜ、こんな最低生活費まで押さえられるようなことが起こったのか、非常に疑問に思っております。どうしてこういうことになっているのか、通告しておりましたので、調べられたのであればお答え願いたいと思います。

○議長（村田正治君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） 個別事案につきましては具体的に承知しておりませんし、個々のさまざまなケース、御事情等もございますので、軽々に申し上げることはできないと考えておりますが、これまでから我々としては、個別事情をお聞きする中で適切に対応をさせていただいているところでございます。これまでから万が一不適切な事案があれば、それはその都度適切に対応するよう周知を図ってきておるところでございまして、今後も引き続きそのような対応をとってまいりたいと考えてございます。

○議長（村田正治君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 個別の生活事情をしっかりと把握をしていると、こういうことは起こらないと思うんですね。個別の生活事情を把握するといった場合に、特に差押えをする場合には必要な調査項目があるはずなんですね。その手順、マニュアルどおりにやっていれば、こういう間違いは起こらないはずなんですけど、それをとぼしてしまったという疑いがあるんですけど、そこでちょっと聞いておきたいのは、差押えする場合の調査項目、一体これはどういう項目を調査をするのか、それは職員の方全部が知っているかと思えますけれども、どうなんですか。念のために聞いておきます。

○議長（村田正治君） 後安業務課長。

〔事務局業務課長後安剛児君登壇〕

○事務局業務課長（後安剛児君） ただいまの御質問でございしますが、当然、調査項目は、個々の方の状況によりまして様々でございしますが、一般的に言いますと、所得あるいは、預貯金を含めました財産、固定資産、そういったものを調査しておりまして、調査項目につきましては、当然いろいろな研修なり要領なりで、機構職員全員に周知いたしておるところでございします。

以上でございます。

○議長（村田正治君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 財産、資産などを調査していると、その人の収入はこれだけ、貯金がない、最低生活費はこれだけ、従ってこれ以上は差し押さえてはいけないなというのはわかるはずなんですが、それがわからないまま差し押さえられたという事実が現に起こっております。何でこういうことが起きるのかなという疑問を今持っております。

そこで、その背景になるんじゃないかなということでもちょっと気になったのは、山城中部事務所の取組状況の資料を見ますと、「業務執行計画の要点」の中に書いてありますが、差押件数の目標設定を行っております、「月ベースで一人当たり15件程度の差押処分を目途としている。」と、こう書かれてあります。これは、税機構としてこういう方針で指導されているということでしょうか。

○議長（村田正治君） 後安業務課長。

○事務局業務課長（後安剛児君） これは、あくまで差押件数をノルマとして課しているというようなものではございませんで、ただ、こういったものを掲げながら、なかなか手つかない今まで手つかずになっているようなものを早期に着手して早期に見極めるということの実質的数値として目標にしておるものでございまして、機構として何が何でも差押件数をふやせというような趣旨で進めているものではございません。

○議長（村田正治君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 過大なノルマになっていないかという心配をしております。実際、相楽事務所の資料に書いてあるのを見ますと、実績として「職員1人当たり月6件程度の滞納処分」が行われてきたと書いてありまして、相楽と山城中部で違うのかもしれないんですけども、1人6件の実績と比べましても、月15件というのは相当の数になるんじゃないかなと。これが基本になってやれということと言われると、それはもう調査すべきこともいいかげんになったりしかねないかと、そんな心配をします。今おっしゃっていましたように、差押えの月1人何件、こういうノルマを課するようなことをすると、やはりいろんな問題が起きてくる可能性がありますので、こういうことは改めるべきだと思いますが、改めて確認のためお聞きしておきます。

○議長（村田正治君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） これは先ほどから申しておりますとおり、ノルマということではなくて、あくまで事務上の目標として、各事務所の実情に応じて対応しておるということでございますので、ノルマを課しているというのは少し違うんじゃないかなと思っております。

○議長（村田正治君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 ノルマを課しているということではなくて、これが方針として正当な業務になると考えているということですか。

○議長（村田正治君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） 当然、各事務所の実情がありますので、その実情の中でどういう形で業務を進めていこうかという、各職員間の相談の中で出てきておるのだと考えてございます。

○議長（村田正治君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 地方税機構としては、月1人15件の差押えをやると、こういうようなことも業務として必要と認めているといたしますか、そういう理解をさせていただきたいと思えます。それでいいんですね。

○議長（村田正治君） 中山広域連合長。

○広域連合長（中山泰君） これは、申し上げていますようにノルマではありませんし、ノルマであっては決してならない話でございます。何度も申し上げますように、我々の大きな基本方針としては、納められるんだけど納めない人、それと納めたくても納められないんだという人をしっかりと見極めていこうと。その見極める中で適正にやっているという、これがもう大方針でありますので、このことにのっとってしっかりやっていくということでございます。先ほどの数字についてはノルマではないし、ノルマであっては決してならないという、こういう運用、申し上げた基本方針は徹底していきたいと思っております。

○議長（村田正治君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 今の連合長のお答えをそのまま受けとめていきたいと思うんですけども、実際、文書に1人15件差し押さえると、こう書いてあるわけです。これはもう重い事実ですので、これについてはどうするのか。そのまま、この事務所ではこの方針でやっていくのか、あるいはちゃんと改めるのか、そのあたりについては聞いておかないと、連合長の話だけで、結構です、わかりましたというふうにはちょっといきません。書いてある以上。

どうされますか。

○議長（村田正治君） 中山広域連合長。

○広域連合長（中山泰君） これはよく調べさせますけれども、それぞれの事務所でいろんな業務の進め方があると思うんですね。例えば、一般論で幅のある話ですけども、例えばですよ。この間の交渉状況を実態として全部積み上げて俯瞰をして、俯瞰をした中で具体的な判断として、これぐらいはということを書いていくということなのかもしれないですし、それはどういう形でその数字が置かれたかというのは調べてみないとわかりませんが、いずれにしてもそれが、繰り返しますが、ノルマであっては決してならないわけでありまして、ノルマではございません。

税機構としては、個別の事情の中で見極めながら、先ほど申し上げた基本方針を徹底してやっているということでございます。納税者との信頼、これは非常に大切なことでございますので、信頼関係が損なわれないよう一層醸成されるように基本方針を徹底してやってまいりたいと思えます。

○議長（村田正治君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 納税者との信頼関係をしっかりしたものにしていくためにも、こういうノルマがあってはならないし、ノルマがあるというようなことになると、結果として先ほど挙げたような、最低生活費を差し押さえるような事態にまでなりかねないということになってきますので、この山城中部ですが、ここの15件という件につきましてはどうされるのか、また検討していただくように求めておきたいと思えます。

続いて、国保税の滞納徴収の業務を地方税機構が行って、市町村は短期保険証、資格証明証の業務を担っています。この件につきまして、昨年8月の議会の際に、それぞれの業務が

円滑に回るような情報交換が重要であり、情報を共有できるシステムを通じて十分連携を図っているという答弁をされましたが、どのように具体的に連携をされているのか、説明していただきたいと思います。

○議長（村田正治君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） これは、まさに今おっしゃったとおりでございまして、我々が折衝した経過については、システム上、その中に書き込むということになってございますので、そういった情報については、市町村においてもそのシステムを通じて確認ができるというような形での連携を図っているというところでございます。

○議長（村田正治君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 私は、国のほうでも国保税の滞納処分、そして国保事業の本来の医療を守るための保険証の発行の業務、これについては滞納整理を進める部門と保険証の発行をする部門とがしっかり連携をしてということが国でも強調されていると聞いております。これが十分連携がとれて、国民健康保険を受けておられる住民の皆さんが医療を受けられないようなことにならないように取り組んでいく、これは連携を進める地方税機構にとっても配慮しなければならない、念頭に置かなくてはならない考え方ではないかと思っています。

その点で、資格証明書の発行というのが最近ではふえてはいるんですけども、これは10割医療費を払わないといけませんので、やはり医療を受ける権利を損なう、そういう事態になりかねません。地方税機構としても、資格証明書の発行にならないような方向で最大限取り組んでいく、そういうことも念頭に置いて徴収業務に当たっていただく必要があるのではないかと思っているんですが、この点についての考え方をお聞きしておきたいと思います。

○議長（村田正治君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） 我々は、国保税に限らず、まず滞納をさせないということ、それから万一滞納になった場合については、1年以内に完納していただくという基本方針のもとに取り組んでおるということでございます。国保の場合については、国の通達等によりまずと、1年以上滞納になった場合については資格証明書の発行というような基準が設けられておるようでございますけれども、我々としては、先ほど申しましたように、国保に限らず万が一滞納になった場合については、1年以内に完納していただくという基本方針のもとに取り組まさせていただいているというところでございます。

○議長（村田正治君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 国保制度の趣旨をしっかりと踏まえて、医療を受けることができないような事態にならないように、地方税機構としても、しっかりそのことは念頭に置いて滞納整理等の業務に当たっていただくように、改めて求めておきたいと思います。

次に、財産調査についてなんですが、先ほどの山城中部事務所、これ続けて取り上げて恐縮なんですが、取組状況報告の中で、「一斉財産調査を実施」とあるんですが、具体的な財産調査方法について説明をしていただきたいと思います。

○議長（村田正治君） 後安業務課長。

○事務局業務課長（後安剛児君） これは、議員説明会で、山城中部の業務執行状況として報告させていただいた件でございますが、これにつきましては、同一の調査先に個々の担当

者がその時々々の必要性に応じて調査をかけるというのは若干非効率的な部分がございますので、一定取りまとめた上で調査をするものでございまして、特に何か特別な調査方法を実施しているものではございません。調査方法につきましては、文書照会あるいは臨店、臨場させていただいて、その方の財産状況を調査させていただいているものでございます。

○議長（村田正治君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 その当該市町村の中にある銀行であるとかあるいは郵便局であるとか、そういう金融機関に一斉にこの人の資産状況を調べていただきたいということで、支店も含めて一斉に、それぞれの金融機関の本店に全部調査をかけるというようなことはやられていないと思うんですが、その点はいかがですか。

○議長（村田正治君） 後安業務課長。

○事務局業務課長（後安剛児君） そういった調査方法はとっておりません。調査方法といたしましては、必要な個々の箇所を集約して送っているという状況でございまして、普遍的な調査をしているわけではございません。

○議長（村田正治君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 国税徴収法基本通達で、普遍的、一般的な調査をすべきでないということで、先ほど私が挙げた例示については、これは違法に当たるということになっておりますので、ここはきちんと守って取り組んでいただくよう求めておきたいと思います。

最後に、昨年3月の鳥取地裁児童手当差押え事件の判決について、昨年8月の議会でも取り上げさせていただきました。そのときに、国税庁政府参考人の答弁を、私、取り上げさせていただきまして、その認識をたださせていただきました。「残高のない預金口座への児童手当の振り込みを待つ狙い撃ち的に差し押さえて、支給されたものが実際に使用できなくなるような状況にすることは差し控えるべきである」と。この考え方については、連合長は、一般論としてはそうだと思うと答えられました。この答弁以降、徴収業務の中で、この趣旨を具体化して徹底するような取り組みは行われたのかどうか、この点についてお聞きしておきたいと思います。

○議長（村田正治君） 中山広域連合長。

○広域連合長（中山泰君） これについては、その前の鳥取地裁の判決が昨年3月に出されたわけですが、その際にも注意喚起をしたところではありますが、今回11月27日、広島高裁の判決が出されたことを受けて、裁判関係の資料について機構の中で周知する、さらには12月に所長会議がございましたので、これを踏まえて適切な対応を行うべきことを確認したところでございます。

○議長（村田正治君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 周知されたというのはわかりました。それで、不誠実なことが行われていないとは思いますが、点検調査をやはりすべきなのではないかなと。その調査とは、児童手当の支給日と重なる日に差押えをしているようなケースがないのかどうか、そういう調査を一度検討されて、点検をされる必要があるんじゃないかなと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（村田正治君） 渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺隆君） 我々は、預貯金の差押えに当たりましては、当然取引履歴の出入金状況の確認ですとか収入状況、財産の保有状況などを総合的に判断をさせていただいて、今までから実施をさせていただいてございます。ですから、鳥取地裁のような事例というのは、私どものほうは実施をしていないということでございますので、それを確認するということについては考えてございません。

○議長（村田正治君） 加味根史朗君。

○加味根史朗君 鳥取地裁で言われたような、児童手当が振り込まれたときに一緒に差し押さえるということはやっていないということですね。その答弁を今、確認をしておきたいと思います。

もう時間がなくなりました。きょう、国保税の差押えの問題につきましていろいろと質問させていただきましたが、収納額に占める割合が非常に高くなっております。同時に低所得の方々が多くおられまして、滞納整理は慎重に進めなければさまざまな問題が起きると思います。そういう点で、この国保税に対する差押件数が急増していることについては非常に危惧の思いを持っているところでして、法令に基づく徴税業務にしっかり携わっていただくよう、改めて強く求めて終わります。

○議長（村田正治君） 以上で一般質問を終結いたします。

○議長（村田正治君） 次に、日程第7「第1号議案から第5号議案まで」の5件を一括議題といたします。

これより議案5件に対する質疑に入りますが、通告がありませんので、質疑を終結いたします。

○議長（村田正治君） 次に、討論に入ります。

通告がありますので、まず、加味根史朗君に発言を許します。加味根史朗君。

〔加味根史朗君登壇〕

○加味根史朗君 日本共産党の加味根史朗です。私は、第1号議案「平成26年度京都地方税機構一般会計予算」、第2号議案「平成25年度京都地方税機構一般会計補正予算（第1号）」、第3号議案「京都地方税機構広域計画変更の件」の3件に反対し、その他の議案に賛成する討論を行います。

京都地方税機構のこの間の業務を通して、徴収業務においては差押件数が急増し、その中で最低生活費まで差し押さえる、生存権を侵害するような不当な差押えが数多く明らかになってきています。

地方自治体の住民福祉の増進に逆行する事態が進行していると言わなければなりません。

また、課税事務の共同化につきましては、住民税や固定資産税などの事務の共同化をどう進めるのかについて、市町村との合意が進んでおらず、地方税機構がほとんどの事務を行うこと自体に無理があるのではないかと考えております。それをあえて行えば、市町村の課税自主権が実質的に損なわれることも明らかになってきたのではないかと考えております。

このような徴税業務、市町村の課税自主権を侵害しかねない課税事務共同化、これを押し

進める予算、広域計画の変更には反対であります。以上で討論を終わります。

○議長（村田正治君） 次に、竹内きみ代君に発言を許します。竹内きみ代君。

〔竹内きみ代君登壇〕

○竹内きみ代君 和東町議会選出の竹内きみ代でございます。今期定例会提出の5議案について賛成討論をさせていただきます。

申し上げるまでもなく、機構行政の基本方針につきましては、広域連合という組織を通じて26の構成団体が一体となって業務を行うことで、納税者の利便性の向上、公平・公正な税務行政の実現であります。

住民の皆さんの安心・安全な生活・暮らしを支えるのが各種の行政施策であり、それらは税の仕組みと一体のものとして、国政あるいは地方行政において議論され、決定がされております。

しかし、その決定された仕組みに沿った公平・公正な運用がされなければ、行政に対する住民・納税者の信頼を失ってしまいます。

私は、25年3月から機構議員を務めておりますが、昨年25年2月議会の広域連合長の所信表明の中で、「いよいよ地方の時代であり、地域が主体的な取り組みをして、地域から日本の活力を創っていく、そういう時代であり、それを支えるのが税務行政」、こういうお言葉を読ませていただきました。

まさしくそのとおりでありまして、それぞれの自治体が住民の立場に立って、地域のことを決定していく、また、それぞれ地域住民の安心・安全と地域福祉の向上のために力を尽くしていく。そうした府内各自治体の主体性はそのままに、税務行政について共通の課題である公平・公正な運用と、行政の無駄を削り、真に必要な施策のために税金を使えるようにしなければならない、ということに対してまして、26団体がその力を結集して対応しているのが、この税機構を中心とした税務共同化の取り組みであり、大変有意義なものであると思っております。

さて、機構設立から5年を経過し、広域計画の改定議案が提出されております。

この間の取組状況、成果につきましては、本日の一般質問はもとより、機構のホームページや各構成団体の決算数値として明らかになっておりますとおり、少しずつではありますが、着実に積み上げられてきているところであります。この間の全ての関係の皆さんの御尽力に関しまして、敬意と評価を申し上げたいと思います。

改定内容は、これまでの基本方針を踏襲するものであり、賛成をいたしますと同時に、今後の取り組みに関し、大いに期待をしたいと思っております。

予算議案2議案に関しましては、機構運営に不可欠な人件費と事務経費が計上されたものであり、また、専決案件2件に関しましては、早期解決が納税者にとって望ましいことであることから、やむを得ず専決されたものであり、いずれも賛成するものであります。

最後に、今後の税機構の行政運営について申し上げたいと思いますが、移管事案の整理を進めることで、より一層の公平・公正な税務行政の確立に努めていただくとともに、納期内納付の向上や適切な債権管理にもつながるよう、構成団体との連携を一層強化いただくよう

お願いいたします。

なお、滞納整理業務や各種の調査業務につきましては、大変強力な行政権限の行使でありますので、機構職員の資質、能力の向上と併せて丁寧な対応、また、丁寧な対応が可能な体制の拡充をお願いいたしまして、討論を終わります。

○議長（村田正治君） 以上で討論を終結いたします。

○議長（村田正治君） これより議案5件について採決に入ります。採決は1件ずつ、5回に分けて挙手により行います。

まず、第1号議案「平成26年度京都地方税機構一般会計予算」の採決を行います。本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（村田正治君） 挙手多数であります。よって、第1号議案は原案どおり可決されました。

次に、第2号議案「平成25年度京都地方税機構一般会計補正予算（第1号）」の採決を行います。本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（村田正治君） 挙手多数であります。よって、第2号議案は原案どおり可決されました。

次に、第3号議案「京都地方税機構広域計画変更の件」の採決を行います。本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（村田正治君） 挙手多数であります。よって、第3号議案は原案どおり可決されました。

次に、第4号議案「差押債権取立請求事件に係る和解の専決処分について承認を求める件」の採決を行います。本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（村田正治君） 挙手全員であります。よって、第4号議案は承認されました。

次に、第5号議案「差押債権取立請求事件に係る和解の専決処分について承認を求める件」の採決を行います。本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（村田正治君） 挙手全員であります。よって、第5号議案は承認されました。

以上で今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これをもって、本日の会議を閉じ、平成26年2月京都地方税機構議会定例会を閉会いたします。

午後3時55分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

京都地方税機構議会議長 村 田 正 治

会議録署名議員 小 田 彰 彦

同 竹内 きみ代